

## パブリックコメント実施状況



(仮称)「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針 Ver.1.0」(素案)に対する  
パブリック・コメント手続の実施結果について

大阪市では、平成22年10月に公表しました(仮称)「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針 Ver.1.0」(素案)について、市民の皆様からご意見を募集したところ、多数のご意見をいただきました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

皆様からいただきましたご意見につきましては、なにわルネッサンス2011「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針」の策定に活かすとともに、今後、市政を推進するにあたっての参考とさせていただきます。

結果の公表につきましては、別紙により、お寄せいただいたご意見の要旨と、それに対する本市の考え方を記載させていただいております。

1 募集期間：平成22年11月1日(月)～平成22年12月15日(水)

2 募集方法：持参、送付、ファックス、電子メール、電子申請システム

3 実施結果の公表場所

市役所(4階市政改革室、1階市民情報プラザ)、サービスカウンター(梅田、難波、天王寺)、各区役所区民情報コーナー、各区役所出張所、市政改革室ホームページ

4 集計結果

受付通数 800件 (意見総数 1,530件)

(内訳)

【受付方法別】

持参	送付	ファックス	電子メール	電子申請システム
615通	14通	135通	21通	15通

【男女別】

男	女	不明
369人	368人	63人

【年齢別】

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
0人	42人	98人	135人	173人	171人	126人	55人

【居住地別】

大阪市内	大阪府内 (大阪市以外)	他の都道府県	不明	その他
538人	49人	14人	82人	117人

※居住地別の「その他」につきましては、「大阪市外」と記入いただいた方になります。

5 意見の内訳

- ① 基本方針（素案）に対するご意見 447件
- ② 個別事業に対するご意見 920件
- ③ 具体的事業や制度でないもの、市政以外に対するご意見やご感想など 163件

(仮称)「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針 Ver. 1.0」(素案)  
 に対するご意見の要旨と本市の考え方

① 基本方針(素案)に対するご意見について

【基本方針(素案)に対する意見件数の一覧】

種 別	意見件数
理念編に対する意見	143
実施編に対する意見	304
第三・3・(2)市民意見を反映する仕組みづくり	1
1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編	39
事項1-① 市民による地域運営の仕組みづくりへの支援 ((仮称)「地域活動協議会」の自主的な形成に向けた支援)	23
事項1-② 社会的ビジネスによる公共の再編	2
事項1-③ 地域公共人材の充実への支援	6
事項1-④ 地域活動に対する支援のあり方の再構築	3
事項1-⑤ 事務事業等の見直しによる地域活動の活性化	1
事項1-⑥ 市民活動の場と機会の充実	4
事項1-⑦ 市民活動を支える資金確保に向けた支援	0
2 区役所・市役所力の強化	62
事項2-① 区役所の地域担当制強化による市民活動支援の強化	7
事項2-② 区役所の相談・調整機能充実等による市民生活支援等の強化	8
事項2-③ (仮称)「区政会議」の設置	12
事項2-④ 体制づくり	3
事項2-⑤ 職員づくり	6
事項2-⑥ 新しい市政改革を進めるための人材マネジメント	18
事項2-⑦ 良きガバナンスの実現	0
事項2-⑧ 区役所権限と機能の強化	1
事項2-⑨ 局の区役所支援の強化	0
事項2-⑩ 地域情報を区の施策に反映する仕組みづくり	1
事項2-⑪ 区役所・コミ協区支部協議会・区社協の連携による地域活動支援の充実	1
事項2-⑫ 区役所事務の効率化	5
3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築	202
事項3-① 「事務事業総点検」等に基づく点検・精査	65
事項3-② 市民利用施設等及び都市基盤施設等の管理のあり方検討	16
事項3-③ 外郭団体等のあり方検討	1
事項3-④ 都市基盤施設等の経営形態等のあり方検討	51
事項3-⑤ 公共事業のあり方検討	3
事項3-⑥ 職員数・人件費のあり方検討	59
事項3-⑦ 収入の確保に向けた検討	7
合 計	447

## 理念編に対する意見(143件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・市民の安全、安心な暮らしを守ることを第一に考え、誰もが住みやすい大阪市にしてほしい。(25件)</p>	<p>大阪市におきましては、少子・高齢化や、海外の金融危機などが市民生活を直撃するグローバル化がますます進み、かつてのような税収が期待できず、課題がますます増大・多様化・複雑化してきています。</p> <p>そのような中、大阪市を、若い方も、お年寄りや子どもなども、安全に、安心して暮らせる住みやすいまちとしていくためには、これまでの公共の枠組みそのものを見つめ直し、行政を含む大阪市の地域社会全体の「つながり」「きずな」を再構築し、あるいは新たな担い手づくりに取り組むことなどにより、地域社会全体が力を合わせて担う新しい形の公共をつくる改革が必要となっています。</p> <p>そのようなことから、素案では、自らの地域のことは地域の担い手が決めるという地域主権の理念に立脚しつつ、行政、市民、地域団体などの市民活動団体、企業など地域社会のたくさんの担い手がさまざまな場面で力を合わせ（多様な協働）、それぞれが長所を発揮し、補い合い、社会全体で公共を支え（公共の再編）、地域力を高める取組を進めていくという考え方を提示しているところです。</p>
<p>・にぎわいをつくり、元気な大阪市づくりに向けてお金を使う取組をしてほしい。(3件)</p>	<p>大阪の地域力向上のためには、まちなにぎわいや市民の元気が大切です。</p> <p>そのためには、老若男女、住民・企業を問わず、より多くの方に地域の担い手として参加していただき、「つながり」「きずな」を再構築して、多様な協働によって大阪のまちと人を支えていく新しい公共が必要です。</p> <p>このような視点から、素案におきましては、いくつかの取組を提示しており、たとえば、「社会的ビジネス」は、コミュニティ・ビジネスなどによって現在行政が中心になって担っている公共を市民の皆さんとともに担おうとする取組で、市民の皆さんの元気や資源の地域内循環を生み出すものと考えています。</p> <p>また、大阪市が関西の持続的発展を牽引する役割を果たすため、「深化した『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」及び「大阪市経済成長戦略」の方向性をふまえつつ、今後、重要視していくべきと思われる事業分野を設定して課題整理を行い、今後の施策・事業の再構築につなげていきます。</p>
<p>・地域力とはいったい何を指しているのか。</p> <p>・一度にするのは無理があるので、一つ一つ、ゆっくりと見直すべきである。</p>	<p>新たな改革の考え方は「地域力の復興」ということを大切なテーマとしています。</p> <p>素案では、この「地域力」を、「地域社会が、高いパフォーマンスによって、地域の資源を効果的・効率的に活用して課題を解決し、自らめざす地域の将来像を実現する力」と定義しています。</p> <p>地域力の復興は、市役所内部の改革にとどまらず、大阪市の地域社会の改革を必要とするものです。</p> <p>区役所・市役所を含む、地域や社会経済の多様な担い手がお互いにコミュニケーションを図り、お互いの主体性を大切にし、理解を深めながらともに進めることが必要で、10年程度の時間をかけて段階的に取り組んでいきます。</p> <p>時間をかけ段階的に取り組むことで、地域力が必ず復興するものと考えています。</p>
<p>・最近、「市民協働」のもとで、業務を地域に押し付け、地域が疲弊している。この素案でいう「公共の再編」や「市民協働」については、地域、市民やNPOへの行政の責任や業務の押し付けで、責任転嫁を感じる。(5件)</p>	<p>大阪市におきましては、少子・高齢化や、海外の金融危機などが市民生活を直撃するグローバル化がますます進み、かつてのような税収が期待できず、課題がますます増大・多様化・複雑化してきています。</p> <p>そのような中、大阪市を、若い方も、お年寄りや子どもなども、安全に、安心して暮らせる住みやすいまちとしていくためには、これまでの公共の枠組みそのものを見つめ直し、行政を含む大阪市の地域社会全体の「つながり」「きずな」を再構築し、あるいは新たな担い手づくりに取り組むことなどにより、地域社会全体が力を合わせて担う新しい形の公共をつくる改革が必要となっています。</p> <p>そのようなことから、素案では、自らの地域のことは地域の担い手が決めるという地域主権の理念に立脚しつつ、行政、市民、地域団体などの市民活動団体、企業など地域社会のたくさんの担い手がさまざまな場面で力を合わせ（多様な協働）、それぞれが長所を発揮し、補い合い、社会全体で公共を支え（公共の再編）、地域力を高める取組を進めていくという考え方を提示しているところであり、市民や地域、NPOへの「押し付け」「責任転嫁」「下請け」を意図するものではありません。</p>

<p>・市民理解を得ながら進めていくべきである。(2件)</p>	<p>新たな改革の考え方は「地域力の復興」ということを大切なテーマとしています。  素案では、この「地域力」を、「地域社会が、高いパフォーマンスによって、地域の資源を効果的・効率的に活用して課題を解決し、自らめざす地域の将来像を実現する力」と定義しています。  地域力の復興は、市役所内部の改革にとどまらず、大阪市の地域社会の改革を必要とするものです。  区役所・市役所を含む、地域や社会経済の多様な担い手がお互いにコミュニケーションを図り、お互いの主体性を大切にし、理解を深めながらともに進めることが必要で、この点に留意しながら取り組んでいきます。</p>
<p>・大企業は営利の追求に熱心で社会的責任を果たしておらず、また商店街もほとんどが大型店・専門店の進出で疲弊しており、地域活動の余裕などない状況の中で、企業などの参加は視点がずれている。</p>	<p>大阪市内におきましては、少子・高齢化や、海外の金融危機などが市民生活を直撃するグローバル化がますます進み、かつてのような税収が期待できず、課題がますます増大・多様化・複雑化してきています。  そのような中、大阪市内を、若い方も、お年寄りや子どもなども、安全に、安心して暮らせる住みやすいまちとしていくためには、これまでの公共の枠組みそのものを見つめ直し、行政を含む大阪市の地域社会全体の「つながり」「きずな」を再構築し、あるいは新たな担い手づくりに取り組むことなどにより、地域社会全体が力を合わせて担う新しい形の公共をつくる改革が必要となっています。  そのようなことから、素案では、自らの地域のことは地域の担い手が決めるという地域主権の理念に立脚しつつ、行政、市民、地域団体などの市民活動団体、企業など地域社会のたくさんの担い手がさまざまな場面で力を合わせ（多様な協働）、それぞれが長所を発揮し、補い合い、社会全体で公共を支え（公共の再編）、地域力を高める取組を進めていくという考え方を提示しているところです。  その取組の中で、大企業にもさまざまな局面において協働への参画をよびかけるとともに、商店街を含む地域全般が活性化し、大企業も商店街も地域社会の一員として公共を支える新しい大阪市内をめざしてまいります。</p>
<p>・市民や地域団体、NPO法人などが活躍し地域の輪が広がることで、地域を再構築していくことが重要である。そのための支援の仕組みを求める。(2件)</p>	<p>大阪市内におきましては、少子・高齢化や、海外の金融危機などが市民生活を直撃するグローバル化がますます進み、かつてのような税収が期待できず、課題がますます増大・多様化・複雑化してきています。  そのような中、大阪市内を、若い方も、お年寄りや子どもなども、安全に、安心して暮らせる住みやすいまちとしていくためには、これまでの公共の枠組みそのものを見つめ直し、行政を含む大阪市の地域社会全体の「つながり」「きずな」を再構築し、あるいは新たな担い手づくりに取り組むことなどにより、地域社会全体が力を合わせて担う新しい形の公共をつくる改革が必要となっています。  そのようなことから、素案では、自らの地域のことは地域の担い手が決めるという地域主権の理念に立脚しつつ、行政、市民、地域団体などの市民活動団体、企業など地域社会のたくさんの担い手がさまざまな場面で力を合わせ（多様な協働）、それぞれが長所を発揮し、補い合い、社会全体で公共を支え（公共の再編）、地域力を高める取組を進めていくという考え方を提示しているところです。  また、こうした考えから、おおむね小学校区の地域を基本に、地域の実情に合わせて、地域団体などまちをよくするために活動されている皆さんが、地域の将来像を共有しながら、地域課題の解決に向けて話し合い、退職された方や、在勤・在学の方など、さまざまな人材に活動への参加を促しながら、地域活動の輪を広げていくしくみである「地域活動協議会」と、この協議会への支援を提案しております。</p>

<p>・大規模開発より、誰もが安心して暮らせる施策に税金を使ってほしい。(84件)</p>	<p>「地域力の復興と公共の再編」をめざすには、現状の厳しい財政状況を克服し、持続可能な大阪市を支える行財政基盤を構築することが必要です。</p> <p>そのため、素案では、施策・事業の再構築に取り組んでいくことを提示していますが、これは、単なる経費の削減といった視点ではなく、大きく変容しつつある社会経済環境のもとで、地域力の復興、公共の再編、地域主権の確立の視点、すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 地域力の復興につながる施策・事業かどうか</li> <li>ii) 行政の担うべきセーフティーネット、市民生活の基盤づくりにとって必要な施策・事業かどうか</li> <li>iii) 本市が担う広域的役割としての大都市大阪の活力・貢献に必要な施策・事業かどうか</li> </ul> <p>などの視点から、個々の施策・事業について課題を整理し、非常に厳しい財政状況においても重点的に取り組んでいく事業、一方で廃止や縮小する事業、先送りする事業等を、それぞれ適切に見極めながら、幅広い政策論議を通じて、施策・事業の選択と集中、具体的な転換の方向などを明らかにするものです。</p>
<p>・社会経済環境を踏まえ、経済の活性化に力を入れるべきである。(2件)</p>	<p>将来にわたって大阪の地域社会の暮らしとまちを守り続けていくために、市民サービスを単純に削減するというのではなく、今後も持続可能な制度として維持・継続していくため、施策・事業の選択と集中による再構築に取り組んでまいります。</p> <p>そうした中、本市では、国の新成長戦略と協調し、「地域主権確立宣言」のもと、大阪経済圏の経済成長のみならず、京都・神戸という特色ある経済圏との連携による関西全体の経済成長への貢献をめざすものとして、平成32年を展望した産業経済政策の基本戦略である「大阪市経済成長戦略」を策定いたしました。</p> <p>この戦略を、大阪経済圏を支える企業をはじめ、経済団体や研究機関、自治体の皆さんと戦略を共有し、経済成長に向けた今後の経済活動をオール大阪・関西で協働して進めてまいりたいと考えています。</p>
<p>・活発な地域活動を実現していくためには、男性の地域参加や働く男女の地域デビューへの支援など、男女がともに力を発揮していくことが求められる。そのためにも「男女共同参画」分野への取組が重要と考える。(5件)</p>	<p>この「基本方針」は、男女はもちろん、高齢者・若年者、住民・市内に在勤又は在学する方など、さまざまな人々が幅広く地域コミュニティや協働の取組に参加することが大切であると考えており、その趣旨がより伝わる表現を加えます。</p> <p>本編理念編第五・1・(1)・ア(イ)及び(2)・ア並びに第五・2・(2)・ア・(ウ)にその旨の表現を追加しました。</p> <p>なお、大阪市男女共同参画基本計画の後半期の重点的取組では、「地域活動の活性化」及び「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」を挙げています。</p> <p>これまでの長時間労働等の働き方を見直すとともに、仕事と家庭が両立できる職場環境を実現することで、男性も女性も仕事と生活が調和する社会を実現することができ、家庭生活や地域活動への参画にもつながると考えます。</p>
<p>・民間委託の推進によって、市民サービスが低下しないようにしてほしい。(3件)</p>	<p>現在、本市が担っている多くの公共的な業務について、担い手の最適化などの観点から再構築することで、地域力の復興、あるいは市民生活の基盤づくりや大都市大阪の活力や貢献といったことにつなげていくことができると考えています。</p> <p>そのような観点から、新たな市政改革を推進していく中で、それぞれの業務ないし、業務のステップごとに、区役所・市役所の直営が良いのか、民間企業に委託あるいは指定管理とするのがよいのか、NPOに委託するのが良いのか、「社会的ビジネス」などの形で市民とともに担うのが良いのかなど、最も適切な担い手は誰なのかという点について見極めてまいります。</p> <p>これにあたっては、提案競争型民間活用の仕組みなども活用してまいります。</p>
<p>・市民税を納めることに納得ができ、公務員に敵意を持たなくてもいいまちにしてほしい。</p>	<p>職員のコンプライアンス意識をいっそう高め、不祥事の根絶を図ることや、職員の給与等のカットなどにひきつづき取り組むとともに、チャレンジ精神やコーディネート能力をはじめとする職員の資質を高め、地域力の復興と公共の再編などに努め、多くの市民の皆様が納得がいただける市政づくりに努めてまいります。</p>

<p>・地域課題の解決の拠点として「区役所の充実」に期待を寄せている。計画立案の段階から市民が参加し、情報が公開され、透明性が確保されることを望むが、手法や手順がよく見えない。</p>	<p>本基本方針において、区役所は市役所のなかで重要な役割を担うもので、地域担当制の強化による市民活動支援、相談調整機能の充実による市民生活支援、区政会議の設置による区民目線からの区政のチェックなど、区の実情に合わせた協働型の区政の実現に向けて取り組んでいきます。</p> <p>具体的なイメージを持っていただけるよう、関連資料として「地域を支援する区役所・市役所づくり」を追加いたします。</p>
<p>・財政問題のみでさまざまな部署をなくすのではなく、市民ニーズに答えることができるようどう連携させるのかを考えるべき。</p>	<p>新たな市政改革におきまして、区役所・市役所の部署間の連携は、市民サービス向上の観点から大変重要な課題です。</p> <p>そのため、局に区役所支援の窓口を設けるなど区役所と局の連携強化を進めてまいります。また、工営所などと連携して生活基盤施設に対する相談に対応するためのOB職員の配置を試行し、区役所・事業所間で地域情報を共有するカルテづくりを進めるなど、区役所と事業所の連携強化も進めてまいります。</p>
<p>・国からの、財源や権限の移譲こそ強力に求めるべきだ。</p>	<p>本市ではかねてから、国、府県からの財源と権限の移譲を求めるとともに、現在の指定都市制度の問題点を指摘し、新たな大都市制度の確立を訴え続けてきました。</p> <p>国においても、一昨年来、「地域主権戦略会議」確立に向けての動きが進められる中、本市では、平成22年7月、『「地域主権確立宣言」一住民自治と地域の再生のための真の自治確立　そして関西州実現へー』を発表しました。</p> <p>この宣言は、財源や権限の自治体への移譲が、ややもすれば、国と地方、あるいは府県と市町村の単なる組織間の対立のように映っている地方分権議論に対して、自治の主役は地域住民であるという地方自治の基本理念（住民自治の原則）をあらためて明らかにし、財源や権限の移譲は、その住民の信託にこたえるという、自治体としての責任を果たすためにこそ進めるべきであり、そのことこそが、真の地域主権の確立であるということを訴えたものです。</p> <p>今後、この「地域主権確立宣言」の理念に基づき、新たな市政改革に取り組んでまいります。</p>
<p>・わかり易くすべきで、長文のものにどれだけの人が目を通してくれるかを考えるべき。</p>	<p>今回、素案で提示している基本方針は、今までの市政改革と異なり、市役所改革を超え、大阪の地域社会のあり方から市政を変えていこうとするものであり、内容的にも多岐にわたり、また、説明なども誤解のないように丁寧に行う必要があります、ある程度の長文はやむを得ないものと考えております。</p> <p>とはいえ、市民の皆様には短い時間で確なご理解をいただくことが大切であり、イメージを持っていただきやすい工程表を作成するなど関連資料を追加するとともに、概要版にこの基本方針の考え方などをまとめました。</p>
<p>(図21について)</p> <p>・地域活動協議会と区役所との間に、協議会から区役所へ提案(又は具申)として矢印を入れる必要がある。</p>	<p>地域活動協議会は、地域団体・企業等や多様な人材が集まり、地域の将来像を共有しながら、地域活動や課題解決に取り組んでいく地域運営のしくみで、まずは、地域課題を共有し、話し合い、主体的に取り組み、これを区役所が支援するということが大切であると考えており、図表についても、その部分を表しています。</p> <p>今後、区役所は地域を支援していく中で地域課題の解決に協働して取り組んでいくこととしており、そのためには地域活動協議会との対話の必要があり、ご提案の趣旨は「支援(協働)」の矢印に包含されております。</p>
<p>・区役所・市役所が別の機構のように描くは問題である。市役所の中に局と区役所があり、あたかも府・市役所・区役所の3階層での行政体系と勘違いされるし、区役所職員の意識にも影響を及ぼす。区役所は市役所の一部であるイメージに変えるべき。市役所の重要な機関である区役所の権限を強化するような書きぶりにすべき。</p>	<p>本基本方針は、「地域力の向上と公共の再編」ということを中心的な課題としていますが、これについて、今後、区役所が中心的な役割を担っていくことから、市民の皆さまに区役所をより強く意識していただけるよう、「区役所・市役所」という書き方にしています。</p> <p>誤解を防ぐため、本編理念編第四・2にその旨の説明を加えることとします。</p>

<p>・区役所・市役所・各種審議会等に誰でも自由に参加し、情報に自由にアクセスできる開かれた市政を作るべき。</p>	<p>区役所・市役所の意志形成過程・意思決定の明確さと、さらなる情報公開の推進などを図ってまいります。  また、今後、より身近な地域での地域懇談会やテーマ別車座会議の開催、区民モニターや区民アンケートを充実させるなど、区政への区民参加の機会を拡充してまいります。  なお、各種審議会等につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、市民の意見・要望の反映、会議の公開、情報の提供を行っております。</p>
<p>・ガバナンス・コンプライアンスの確立に向けて、法令に立脚した公正な、そして公開される職場環境での事務遂行がふさわしく、職員間だけでなく民間企業と連携した研究・研修なども必要と考える。  さらに、区民・市民との共働・支え合いが提起されている中においては、地域活動協議会や同じく区政会議において広く議論していく価値があると考えます。</p>	<p>区政会議につきましては、区の実情に合わせた協働型区政を実現していくために、区政についての意見・評価をいただくための仕組みです。その中で、ガバナンスやコンプライアンスに関するご意見につきましても、傾聴すべきものと考えております。  なお、地域活動協議会につきましては、それぞれの地域において自主的に形成していただくもので、地域団体・企業等や多様な人材が集まり、地域の将来像を共有しながら、地域活動や課題解決に取り組んでいく地域運営の仕組みです。</p>

## 実施編に対する意見(304件)

### 【第三・3・(2)市民意見を反映する仕組みづくり】(1件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・「定期的な市民アンケート」とは、市政だより・区民だより・インターネット・パブリックコメントという意味か。アンケートとして単独なのか。また、市会議員による市民(区民)相談との統合はするのか。まとめてシステム化で全てカバーすればよいと思う。</p>	<p>区民・市民のニーズや意識の把握は非常に重要な課題であり、単独で、定期的な市民アンケートとして行ってまいりたいと考えています。 市会議員による市民相談については、議会に属する事項であり、素案の対象範囲外であると考えています。 実施方法などにつきましては、アンケートの目的や対象者などによって、より最善の方法を検討し、実施してまいります。</p>

## 1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編(39件)

### 【事項1-① 市民による地域運営の仕組みづくりへの支援】(23件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>地域活動協議会の委員の選任等について(8件)</p> <p>・「地域活動協議会」は歓迎するものであるが、委員の選任等では民主的なシステムが必要で、既存の団体の代表だけでなく、できるだけ幅広い団体、一般住民も参加できるようにしてほしい。(5件)</p> <p>・「地域活動協議会」は、地域社会の活性化の鍵を握る組織となる。その構成において、男女ともに関わっていける推進体制を構築することを提案する。</p> <p>・委員はすべて公募で行い、選考は公開抽選で行うことを検討すべき。また、市民が立候補できる選挙でメンバーを選ぶことも必要。(2件)</p>	<p>将来にわたって地域社会が活力を維持していくためには、豊かな地域コミュニティのもと、みんなで支えあう地域社会をつくっていく必要があると考えています。 地域活動協議会につきましては、自治の主役である住民が地域課題を共有しながら活動できる範囲であるおおむね小学校区の範囲を基本に、地域団体・企業等や多様な人材が集まり、地域の将来像を共有しながら、地域活動や課題解決に取り組んでいく地域運営の仕組みで、それぞれの地域において自主的に形成していただくものです。 その活動は地域の全住民を対象に行われ、性別や世代を問わず、地域住民の誰もが協議会の活動に参加できます。その運営にあたっては、民主的に行っていただくことは当然必要であり、区役所がその運営をサポートしていきます。</p>
<p>・仕組はずばらしいが、小学校区単位では細かすぎる。中学校区単位が程よく連携しやすい。ただ、誰にどのように運営してもらうのか、人材をどう探すのか、具体が見えなし、地域で運営するのであれば、職員のコーディネーター化や育成・派遣が必要である。</p>	<p>地域活動協議会の単位としましては、おおむね小学校区の範囲が自治の主役である住民が地域に対する思いや、課題を共有しながら活動できる範囲であることから、これが基本になると考えており。 地域活動協議会は、地域振興や地域福祉など、これまで地域課題の解決に向けて活動してきた地域団体はもとより、企業や非営利の団体等、さまざまな団体に広く参加していただくことによって、地域の担い手を増やしていくことをめざしており、これら構成団体の話し合いに基づいて、民主的な運営を行っていただくことになり、区役所がその運営をサポートしていきます。 区役所は、地域の活動を支援できるよう、支援に必要な知識・意識の向上を図るための研修を実施するなど、地域に必要な人材を育成していきます。</p>

<p>・市政に対する関心は低水準にある中、唐突に草の根民主主義的な地域活動協議会等の創設は理解しがたい。</p>	<p>少子・高齢化が進み、人口が減少する時代においては、「子育て支援」や「高齢者の見守り」「防災・防犯」などの地域課題について、地域の助け合い・支えあいの中で、解決に取り組む必要があります。 地域活動協議会は、地域団体・企業等や多様な人材が集まり、地域の将来像を共有しながら、地域活動や課題解決に取り組んでいく地域運営の仕組みで、それぞれの地域において自主的に形成していただくものです。</p>
<p>地域活動協議会の手順や手法等について（6件）</p> <p>・組織を増やすと、複数の組織が関与することにより力が分散し、調整のための時間・金がかかる。それによって、会合も増え、時間的拘束も増えるため、新しく協議会を作るのではなく、既存の組織を活用することが出来ないか。（4件）</p> <p>・すでに同じ構成内容の組織がある中で、地域活動協議会を補助金の受け皿というが、それが正しい組織整理の方法とは思えない。</p> <p>・「地域活動協議会」の設置に期待を寄せたいが、会の設置への手法や手順がよく見えない。計画立案の段階から市民が参加し、情報が公開され、透明性が確保されることを望む。</p>	<p>これまで各局が縦割りで、地域の方々に対して個別に取組みをお願いしてきたため、地域においても、各団体が十分な連携・調整を図ることが難しいケースがあったり、同じような事業・会合があるなど、地域の負担となってきた面がありました。また活動の担い手が不足しているといった声もよく聞かれます。 地域活動協議会を形成し、話し合いのもとで事業計画を策定して、具体的な活動を行うことによって、各団体間の連携が深まれば、参加する一人ひとりの負担を減らすことにつながると考えられます。また、多くの方々が高齢者に参加しやすくなることや、団体ごとの縦割りの交付金をまとめて受けていただく受け皿にもなるなど、地域にとってメリットがあると考えています。 地域活動協議会の形成にあたっては、地域で自主的に立ち上げていただくのですが、地域には多くの活動団体が存在しており、そうした団体間で直ちに形成に向けた合意が行われる、ということは現実的ではないと考えています。 そこで、まずは、住民自治組織である連合振興町会と、地域福祉活動を担っている地域社会福祉協議会で協議の場を立ち上げていただき、その後、他の地域団体などへの働きかけや地域住民に対する呼びかけを行い、参加者の幅を広げながら地域活動協議会を形成していただくことを想定しています。 地域によって実態が異なりますので、決して押し付けにならないよう、地域実情に合わせて、自主的に形成していただけるよう取り組んでまいります。 また、地域活動協議会においては、意思決定や会計処理などの透明性を確保することが必要であると考えています。</p>
<p>地域活動協議会と区政会議の関係について（4件）</p> <p>・区政会議と地域活動協議会の関係性がわからない。</p> <p>・地域活動協議会のボトムアップの活動が、区政会議と整合するのか疑問。</p> <p>・区政会議からつくるのではなく、地域活動がちゃんと生かされるイメージを示すべき。</p> <p>・地域活動協議会の組織化に向けた優先順位は、24区の区政会議の代表者による「代表協議会」でとりまとめ、優先順位を区民の手で付し、市役所へ提案してはどうか。</p>	<p>地域活動協議会は、地域団体・企業等や多様な人材が集まり、地域の将来像を共有しながら、地域活動や課題解決に取り組んでいく地域運営の仕組みで、それぞれの地域において自主的に形成していただくものです。 区政会議は、区民の皆さんの多様なご意見や、区政についての評価をいただく仕組みであり、区役所が設置するものです。 区政会議では、地域活動協議会をはじめ地域の皆さんのさまざまな活動に対する区役所の支援のあり方なども含めて議論されることとなります。</p>
<p>交付金等について（2件）</p> <p>・地域活動協議会について、事業実施にあたっては交付金を交付し自主的運営を支えることになるのか。また、協議会側から区民の声として事業実施を要望した場合、特に財源はどうなるのか。区役所予算の拡充で対応することになるのか。</p> <p>・地域の町会費は地域活動協議会が決めて、徴収すればいい。</p>	<p>本市が地域に対して行う財政的支援につきましては、全市一律ではなく、地域の実情に合わせた柔軟なものとなるよう、地域が担う公共的な事業については地域交付金を交付することをお示ししております。また、これらの交付金を個々の団体に交付するのではなく、地域活動協議会やその準備会に対して、まとめて交付することもあわせてお示しするものです。 町会費など地域の各種団体の自主財源につきましては、それぞれの（各種）団体の規約等に基づき自主的に決定されていると認識しています。 また、地域活動協議会の形成の有無を問わず地域が担う公共的的事业について、順次、地域交付金を交付していくとともに、課題解決に向けて積極的に取り組む地域に対する事業助成制度を、平成24年度に創設する方向で検討を進めていきます。</p>

<p>・地域課題解決の提案募集をして、NPOやコミュニティビジネスにお金が出る仕組みをつくとともに、「地域活動協議会」が連合振興町会や地域社会福祉協議会が軸では変わらないので、NPO化して、活動や会計の透明性を担保すべき。</p>	<p>将来にわたって地域社会が活力を維持していくためには、豊かな地域コミュニティのもと、みんなで支えあう地域社会をつくっていく必要があると考えています。</p> <p>地域活動協議会は、地域団体・企業等や多様な人材が集まり、地域の将来像を共有しながら、地域活動や課題解決に取り組んでいく地域運営の仕組みで、それぞれの地域において自主的に形成していただくものです。</p> <p>市民や企業からの寄附により市民活動団体の地域課題解決を含めた公益的な活動に助成等を行う市民活動推進基金の効果的な運用や、本市が直接実施するよりも市民等がコミュニティビジネス等によりサービス提供を本市と協働して担うことでサービス向上に繋がる事業を“社会的ビジネス”と位置づけ、その促進を図ってまいります。</p> <p>また、地域活動協議会においては、意思決定や会計処理などの透明性を確保することが必要であると考えています。</p>
---	--

### 【事項1-② 社会的ビジネスによる公共の再編】(2件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・社会的ビジネスについて、赤字が累積したり、不正計理、プライバシーの保護などの懸念も多くある中で、地域住民が公共サービスを担えるのかどうか、社会実験や議論を行い、整理してから行うべき。(2件)</p>	<p>この市政改革では、公共の再編に向け、コミュニティ・ビジネス等の起業や経営についての講座開催や相談機能の充実等を図るなど、コミュニティ・ビジネス等が公共サービスの担い手となる「社会的ビジネス」の推進に取り組みますが、そのための仕組みづくりや実施プロセスづくりにあたっては、公正な計理、個人情報の保護などが確保できるものとしてまいります。</p>

### 【事項1-③ 地域公共人材の充実への支援】(6件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・地域活動協議会が活発な活動を行うためには、地域公共人材の育成が必須である。</p>	<p>市民活動の活性化のためには、より多くの方が市民活動に参加し、また市民活動に関わる人たちの知識やスキルを高めることが重要と考えています。</p> <p>そのために、地域公共人材の認定制度の構築や「次世代リーダー」の育成、地域公共人材育成の仕組みづくりに取り組んでいきます。</p>
<p>・地域活動における男女共同参画の観点をもふまえた制度とし、女性の参画を拡大すべき。(3件)</p>	<p>この「基本方針」(案)は、男女はもちろん、高齢者・若年者、住民・市内に在勤又は在学する方など、さまざまな人々が幅広く地域コミュニティや協働の取組に参加することが大切であると考えており、その趣旨がより伝わる表現を加えます。</p>
<p>・地域人材発掘・育成には女性リーダーや定年退職者等の人材発掘が重要。</p>	<p>本編理念編第五・1・(1)・ア・(イ)及び(2)・ア並びに第五・2・(2)・ア・(ウ)にその旨の表現を追加</p>
<p>・地域活動の人材を発掘するには、仕事と地域の両立のための制度などの充実が必要。</p>	<p>地域公共人材制度構築の調査研究にあたっては、新たな人材として市内への通勤者や通学者の参画促進や、地域活動に参加しやすい環境づくりについて検討を進めてまいります。</p>

### 【事項1-④ 地域活動に対する支援のあり方の再構築】(3件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・地域に依頼する事業の交付金化について、実績が評価できる事業については継続できるようにする必要がある。</p>	<p>これからの地域社会は、「地域のことは地域で決める」という地域主権の理念に基づき、行政との適切な役割分担のもとで、「公共」を主体的に担っていくということが、新しい市政改革の大きな柱に位置づけられています。地域が担う公共的業務に対する地域交付金の交付につきましては、この趣旨に沿って進めていくべきものと考えています。</p>

<p>・町内会への加入の促進について、行政側の強い指導を要望します。</p>	<p>地域コミュニティづくりを担う地域振興会が主体的に行う地域活動をいっそう活性化し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、大規模なマンションなどの開発については、事前協議対象となる建築物として区役所、市役所での情報共有を図り、またワンルームマンションの管理規約へ「町会等地域活動への協力」について明文化する等、地域振興会への加入促進支援を実施しています。さらに、各区役所においては、区外からの転入者への地域振興会の紹介チラシの配布等による加入勧奨を行っています。今後とも、各区の特性に応じた加入促進支援策や、地域振興会と連携したワーキング会議等による検討などの地域振興会への加入促進支援策を実施してまいります。</p>
<p>・補助金の申請書類にとっても手間がかかる。もっと簡単な書類にしてほしい。</p>	<p>新しい市政改革では、地域活動への財政的支援等のあり方を見直し、事務手続きにかかる負担を軽減することなどにより、地域活動の活性化をめざすこととしており、補助金等の手続きの簡素化や、地域が担う公共的事業に対する地域交付金の交付に取り組んでまいります。</p>

### 【事項 1-⑤ 事務事業等の見直しによる地域活動の活性化】(1件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・地域に設置している委員会・会議の多くはマンネリ化している。</p>	<p>事務事業を実施するにあたり地域に対し多くの協力依頼等を行ってきたことが地域の負担となり、全体として自主的・自律的な活動を圧迫している恐れがあることから、事務事業のあり方を見直すことにより、地域本来の取組を促進し、地域運営その他市民活動の活性化をめざしてまいります。</p> <p>平成 23 年度においては、(仮称) 区政会議などを通じて区で把握した意見等をふまえ、局と区役所が調整を図りながら、地域に依頼している事業や実行委員会等による地域負担の軽減をめざして事務事業を再構築してまいります。</p>

### 【事項 1-⑥ 市民活動の場と機会の充実】(4件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・区役所内の市民活動スペースの使用は、使用内容の評価を行い、事業展開に応じて使用内容を話し合い、区民の要望に沿って拡充する必要がある。</p>	<p>本市では、市民活動や情報交流などの場と機会の充実を通じて、市民活動の活性化をめざしてまいります。</p> <p>校区等地域で誰もが利用できる地域活動の拠点について、既存の地域資源を有効に活用しながら、その支援策を検討するとともに、学校活用の拡大や公園の利用拡大など既存の公共施設等を利用した市民活動のスペースの拡大等を進め、それらの情報発信を行ってまいります。</p> <p>また、各機関で個別に発信されている市民活動に関するさまざまな情報を総合的に発信できる仕組みを検討し、市民活動に関するさまざまな情報が交流できる場と機会を提供してまいります。</p>
<p>・身近な話題が存在する区や地域を単位に、市民利用施設などを活用して、多様な学び場の提供や地域での市民活動の場と機会の充実(生涯学習施策)を展開するのが効果的である。</p>	
<p>・自主的な地域・市民活動を行う市民団体が無料あるいは低料金で使える場所の提供を行うべき。</p>	
<p>・身近に使える集会所をぜひ作ってほしい。</p>	

## 2 区役所・市役所力の強化(62件)

### 【事項2-① 区役所の地域担当制強化による市民活動支援の強化】(7件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・ラウンドテーブルで話し合える資質を持った職員を育成し、職員の意識改革を行わない限り、地域担当者の独裁的な対応などで却って地域の崩壊を招く。</p> <p>・新たな職員の配置と合わせて、市民の身近で仕事をしている人材を活用するなど必要。</p>	<p>地域との協働や支援を行う際に必要な心構えや、地域課題の解決・市民活動の促進の取り組みに必要な知識・意識の向上を図るため、地域担当職員に対して研修を実施し、人材育成していきます。</p> <p>また、区役所内では、定期的に地域担当職員の連絡会議を開催し、地域課題の情報共有や、解決策の検討を行うなど、地域担当職員をバックアップする仕組みづくりを行うとともに、地域担当と、地域安全対策担当、事業所との連携強化による相談内容への迅速かつ適切に対応する仕組みづくりを推進します。</p> <p>さらに、職員ひとり一人が改革に積極的に取り組むよう、職員が職種や職域を越え対話・交流するラウンドテーブルを活用するなど、自己革新する組織風土づくりに取り組みます。</p>
<p>・地域担当職員の研修プログラムに「男女共同参画」のテーマを取り入れることを提案する。</p>	<p>地域との協働や支援を行う際に必要な心構えや、地域課題の解決・市民活動の促進の取り組みに必要な知識・意識の向上を図るため、地域担当職員に対して研修を実施し、人材育成をしていきます。</p> <p>なお、研修プログラムについては、地域担当制の実施状況を検証しながら、地域課題に合わせたプログラムとなるよう随時充実させていきます。</p>
<p>・地域担当職員ではなく、すべての住民を公平、平等に扱い、区役所での仕事の迅速さを求める。</p>	<p>区役所が窓口サービスの向上など市民の生活支援の強化を図ることはもちろんですが、同時に、市民に身近な区役所の地域担当職員が校区等地域に積極的に関わり、地域情報の把握や、地域課題の解決に市民と協働して取り組む地域活動支援を強化することで、よりよい大阪市のまちづくりにつながると考えております。</p>
<p>・区役所は公的事務サービス部分だけで十分。地域はノータッチでいい。市役所に地域サポート部をつくって地域をサポートしたほうが効率的。</p>	
<p>・地域担当職員は期待がもて、より効果的に実践するには市民協働の実績、コーディネートノウハウ、ネットワークを持っている社会教育主事を活用すべき。(2件)</p>	<p>社会教育主事などノウハウをもった職員の活用を検討や、地域担当職員に対する研修などを通じて、人材育成をしていきます。</p>

### 【事項2-② 区役所の相談・調整機能充実等による市民生活支援等の強化】(8件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・区役所において、相談が気軽にできる機能を充実し、福祉事業所の情報などをきちんと把握してください。(2件)</p>	<p>身近な区役所で、暮らしに関わる多様な相談を受け付け、よりの確な対応ができるよう、局・事業所との連携を強化するなど、相談・調整機能を充実するとともに、さまざまな地域の情報など区役所が集約できる情報を整理し、区役所内でその共有を進めてまいります。</p>
<p>・現状ある事業所機能を重要視して、新たな連携を模索し効率的・効果的な方法で、局の事業所と区役所の統合を図り区役所が区内の「事務センター」になるべき。(2件)</p>	<p>道路、河川、下水道等の生活基盤施設に関わる事業所の統合・再編を進めるとともに、区役所においては生活基盤施設に関わる相談に対応できるよう技術職OB職員などを配置するなど、事業所間の連携や区役所と事業所との連携を強化することにより、相談・調整機能を充実させていきます。</p>
<p>・区役所が地域課題解決の拠点となるためには「学務課」を復活させ、教育に関する窓口として手続き・相談を行ってほしい。</p>	<p>区役所の職制の改正については、平成14年度に様々なニーズ、新しい行政需要に対応できるよう区役所機能の充実を図る目的で実施され、現在、就学援助関係事務については、教育委員会事務局で取扱い、就学事務については区役所住民情報担当等で取扱い、その他の相談は区役所市民協働担当等でうけたまわっております。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>区役所力の強化のためには、保健福祉体制の充実、街づくりや商工行政を担当する部署の新設、国民健康保険や介護保険などと連携している税務職場を区役所戻すべき。</li> </ul>	<p>(仮称)「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針 Ver1.0」(素案)では、本市の職員数を5年間で10.2%の削減を目標としており、より効率的な業務の執行が必要であると考えています。その一方で、区役所力の強化を図るため、区役所に寄せられるご意見や地域の課題などを踏まえ、それぞれの区の実情に応じた実施体制としていくとともに、関係局も地域課題に取り組む区役所を積極的に支援してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>区役所に行く待ち時間が長く、対応が遅いので、対応する人数を増やすべき。</li> </ul>	<p>お客様への対応については、ご指摘いただいた点を踏まえ、お待たせすることのないよう、引き続き柔軟な対応に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>局や事業所への要望は地域実情の情報がつまっており、行政の財産である。これらの要望とそれに対する解決策を地域にフィードバックし、より「面的」な整理と課題抽出、政策化を行うことが必要。地域担当職員は以上の考え方を踏まえて設置すべき。</li> </ul>	<p>局や事業所への要望などについては、地域担当職員が地域から持ち帰った地域課題やその解決に向けた取り組みなどとともに、区内行政機関で組織する区行政連絡調整会議や区役所内部の連絡会議などを通じて共有し、課題解決に向けた取り組みに反映していきます。</p>

### 【事項2-③ (仮称)「区政会議」の設置】(12件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>区政会議の委員の選任等について (8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区政会議は歓迎するものであるが、委員の選任等では民主的なシステムが必要で、既存の団体の代表だけでなく、できるだけ幅広い団体、市民も参加できるようにしてほしい。(4件)</li> <li>区政会議の構成について、男女ともに関わっていける推進体制を構築することを提案する。(2件)</li> <li>委員はすべて公募で行い、選考は公開抽選や選挙で行うことを検討すべき。</li> <li>地域事情に精通した高い識見を持った有識者の配置が求められる。</li> </ul>	<p>区政会議の委員につきましては、区の実情に合わせて、区民や区政に関わりのある団体などから区長が選任します。選任にあたっては、区民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮し、区内の公益的活動を行う団体から選出する委員、区内事業者、有識者など区長が必要と認める委員、公募委員で構成することとしています。</p> <p>また、区長が委員を選任する際には、区政会議が実質的かつ効果的な活動ができるよう、男女共同参画の趣旨も踏まえ配慮すべきものと考えています。</p> <p>なお、投票による公募については、経費が必要となるなど課題もあることから、現段階では想定していません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>構成メンバーに当該区を管轄する事業所の加入はどうか。会議で決定した後の連絡ではなく、直接企画事業の内容や要望に直接触れることが必要。</li> </ul>	<p>必要に応じて、局や事業所等の職員を、会議に出席させることを考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>区政会議に期待を寄せたいが、手法や手順がよく見えない。計画立案の段階から市民が参加し、情報が公開され、透明性が確保されることを望みます。</li> </ul>	<p>区政会議につきましては、区政運営や区において実施される事務事業(局事業を含む)に関するご意見や、区政についての評価をいただく仕組みとして設置することとしています。なお、会議及び議事録については原則、公開となります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>区政会議からつくるのではなく、地域活動がちゃんと生かされるのか、また地域活動協議会のボトムアップの活動が、区政会議と整合するのかなど、区政会議と地域活動協議会の関係性がわからない。</li> </ul>	<p>地域活動協議会は、地域団体・企業等や多様な人材が集まり、地域の将来像を共有しながら、地域活動や課題解決に取り組んでいく地域運営の仕組みで、それぞれの地域において自主的に形成していただくものです。</p> <p>区政会議は、区民の皆さんの多様なご意見や、区政についての評価をいただく仕組みであり、区役所が設置するものです。</p> <p>区政会議では、地域活動協議会をはじめ地域の皆さんのさまざまな活動に対する区役所の支援のあり方なども含めて議論されることとなります。</p>

<p>・区政会議の設置意義の中に「区政に区民の意見を反映し」とあるが、P 9 7（本編実施編第三・3）の「定期的な市民アンケート」や経常の広聴部門は区政会議の取組の中に入るのか。</p>	<p>区政会議につきましては、委員である区民の皆さんのご意見や、区政についての評価をいただく仕組みとして設置するものです。</p> <p>市民アンケートや広聴によって得られた区民の皆さんのご意見に加え、区政会議では、区政運営や区において実施される事務事業（局事業を含む）などに関するご意見や、区政についての評価をいただき、区の実情に合わせた協働型区政を実現していきたいと考えています。</p>
---	--

### 【事項 2-④ 体制づくり】(3件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・区民の声は総務課長など権限の強い課の管理職で処理され区長に届かないし、区長自身も職員の意見しか聞かないので区内の実態は本庁へは届かない。</p>	<p>区役所が把握したさまざまなご意見については、現在も「市民の声」として区長や関係局にも届く仕組みとなっていますが、より一層区役所内・関係局とも共有しながら対応するよう努めてまいります。</p> <p>また、区政会議の意見などの区民の声に基づく区役所の提案・要請に本市全体で応えるため、協働まちづくり室の設置その他の体制整備をいたします。</p>
<p>・現場職員と地域が接している日常をもっとクローズアップし、草の根からボトムアップで協働を積み上げていく取組が必要。</p>	<p>区役所職員が校区等地域に積極的に関わり、地域情報の把握や、地域課題の解決に市民と協働して取り組む地域担当制を充実・強化していきます。</p> <p>また、道路、河川、下水道等の生活基盤施設に関わる事業所の統合・再編を進め、(仮称)「工営所」を市内 8 カ所に開設し、各所に「市民サービス担当(機動班)」を設置していきます。</p> <p>これらの取組により把握した地域課題については、区役所と区内事業所で構成する区行政連絡調整会議や区役所内部の連絡会議などを通じて共有し、課題解決に向けた取り組みに反映していきます。</p>
<p>・現場職員と市民が日常業務でもっと接点を持てるような体制にすべき。</p>	

### 【事項 2-⑤ 職員づくり】(6件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・職員の人材育成は組織の育成・発展には欠かせない。コンピュータの普及やグローバル化は行政にとっても無縁ではなく、その時代の課題認識と課題解決に向けての積極的な姿勢が求められ、職員一人ひとりの努力が必要。</p>	<p>「大阪市人材育成基本方針」に基づき、全ての職員や職場がその持てる力を市民の視点に立って最大限発揮するため、職員個々の能力を高め、市政を担う組織力の向上をめざし取組んできました。人材は組織のかなめであり、組織運営の最重要課題ということを再認識し、今後の組織状況の変化を見据えながら、さらに人材育成を推進してまいります。</p>
<p>・管理職の意識改革を行わないと地域との連携や、モチベーション向上やチャレンジ精神発揮のための組織風土づくりは望めない。</p>	<p>管理職については、地域主権、市民協働を進めるために、地域の課題・ニーズを鋭敏にキャッチし、協働をコーディネートし、住民相互の自助・共助に積極的に関わっていける職員の育成に取り組めます。また、組織風土の改革や部下育成などのマネジメント能力を向上させることができるよう、管理職への研修を実施してまいります。</p>
<p>・現場の職員が日常業務で地域と接点ももてる体制をつくることで、職員が地域の町会やPTA活動に入りつながりができ、地域の市民が困っている事を理解し、助けることができる、住民自治をサポートする役割こそが自治体職員であると思う。(3件)</p>	<p>地域担当職員が校区等地域に積極的に関わり、地域情報の把握や、地域課題の解決に市民と協働して取り組む地域担当制を充実・強化していきます。</p>
<p>・「市民協働」の捉え方も市民と職員では違っており、「市民協働」という言葉を使って負担をかけているように感じる。「市民協働」とはどういうことか、市民と職員が共通認識できない限り、本当の「市民協働」もありえないと思う。</p>	<p>平成 21 年度に策定した「大阪市協働指針【基本編】」において、本市における協働の理念や意義について明記し、平成 22 年度より、職員の協働意識醸成のための研修に活用しております。現在、「(仮称)大阪市協働指針【実践編】」を策定中であり、今後も、職員の意識醸成を図ると共に、市民との認識の共有化を図る取組を行ってまいります。</p>

【事項2-⑥ 新しい市政改革を進めるための人材マネジメント】(18件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の正規雇用が減少している中、大阪市が率先して雇用確保をすべきで、採用の抑制が、職場の活性化を喪失させ、年齢層をいびつにしている。災害、緊急時に対応できるなど、必要な職員数を精査しつつ、新規採用を再開すべきである。(4件)</li> </ul>	<p>一般行政職については、本市の厳しい財政状況のもと平成18年度から5年間、採用を凍結することとしていましたが、将来の大阪市を支える優秀な人材を確保するという観点から、平成20年度より大学卒程度の区分については必要最小限の範囲で採用を再開し、高卒程度の区分についても基礎的自治体として必要となる中堅職員を最小限確保するため、平成23年度では採用を予定しています。今後の採用については本市の財政状況を踏まえ、採用を行う職種・人数について慎重に検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期付職員などではなく、正規職員を採用すべきである。(3件)</li> </ul>	<p>任期付職員につきましては、複雑かつ多様化する行政ニーズへ柔軟に対応するとともに、社会経済情勢の著しい変化に伴い一時的に急増する業務など、緊急の課題等へ速やかに対処するため、公務の能率的運営を確保する趣旨から任期付職員制度を活用しているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員採用の年齢枠をなくす。</li> </ul>	<p>受験資格における年齢については、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から制限を設けており、雇用対策法においても、「長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合」には、年齢制限を定めることが認められております。</p> <p>また、任期付職員については一定の期間内で専門的な知識・経験を必要とすることから年齢要件を定めた採用を行っておらず、育児休業中の職員の業務や臨時の職に対応するための臨時的任用職員についても年齢制限を設けておりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性を確保できる職員の育成に力を入れるべきである。</li> </ul>	<p>業務の専門性の研修はもとより、さらに専門性を高める研修として、自ら選択して受講できる選択型の研修を導入し、高度な知識の習得、問題解決力や企画力向上など職場での実践に即した内容で実施しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による社会貢献活動を推進とあるが、大きなお世話。</li> </ul>	<p>市民協働を市政運営の柱とし進めるうえで、公務外であっても職員の社会貢献に対する意識の涵養が重要であり、時間外における地域ボランティアなど職員による社会貢献活動を呼びかけ促進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事根絶に向けて、職員一人ひとりの自覚、チェック体制の確立が不可欠であり。また、自主的なコミュニケーションを育てるとともに、職員数を増やして、労働条件をよくして余裕のある職場にする努力が大事。(3件)</li> </ul>	<p>不祥事の根絶に向け、勤怠不良職員に対する徹底した指導など管理監督者から部下職員に対する「統制」や職員一人ひとりが職場や仕事の課題に気づき、主体的に考え、行動するような職場風土の醸成が重要であります。</p> <p>そのためにも、仕事の目標・意義等の職員間の認識の共有化、評価の透明性の向上、職場内コミュニケーションの推進を図ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働組合の時間内活動を大幅に認めるべき。</li> </ul>	<p>勤務時間内における職員団体の活動は「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」において「地方公務員法第55条8項の規定に基づく適法な交渉を行う場合」に給与を受けながら活動することができると規程しております。これは職務専念義務(地方公務員法35条)の例外として認めたものであり、勤務時間内における職員団体の活動については、条例に則り適正に運用してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務の職場では成果主義はむいていない。</li> </ul>	<p>本市の人事評価制度は、職員の人材育成・能力開発を目的にしており、職員全員が自覚と意欲をもって職務を行うとともに、職員一人ひとりの能力を最大限発揮させ、良好な市民サービスを提供することを目指しています。</p> <p>公務において、民間企業と違い、営業成績等のように客観的な数値で評価しにくい業務が多いことは事実ですが、結果だけでなく、そのプロセスについても実際の行動事実を確認し、評価しております。評価を通じた指導・助言など人材育成の手法の一つとして、今後とも、納得性、客観性等の更なる向上に向けて、継続的に検証、改善を行ってまいります。</p>

<p>・人事考課制度の導入で職員のモチベーションは低下している。数字として評価されやすい仕事は熱心に行う一方、市民に時間をかけて丁寧な対応をすることは非効率的といった評価になりかねない。人事考課の結果を賃金に反映させることはただちに中止すべき。</p>	<p>本市の人事評価制度は、職員の人材育成・能力開発を目的にしており、職員全員が自覚と意欲をもって職務を行うとともに、職員一人ひとりの能力を最大限発揮させ、良好な市民サービスを提供することを目指しています。</p> <p>公務において、民間企業と違い、営業成績等のように客観的な数値で評価しにくい業務が多いことは事実ですが、結果だけでなく、そのプロセスについても実際の行動事実を確認し、評価しており、市民への丁寧な対応も当然、評価対象となるものです。評価を通じた指導・助言など人材育成の手法の一つとして、今後とも、納得性、客観性等の更なる向上に向けて、継続的に検証、改善を行ってまいります。</p> <p>また、努力したものがより報われる給与制度とするために、人事評価制度の評価結果がさらに給与制度に反映されるよう改善するなど、さらなる制度の改革を図ってまいります。</p>
<p>・日常的に地域と接している現業職員をもっと活用し、行政と市民をつなぐインターフェースとなることが重要。</p>	<p>市民に最も近い現場で市民と向き合い日々業務を遂行する技能職員業務の特性を「地域から市政を変える」新しい取組に最大限活用してまいります。</p>
<p>・市職員の能力を発掘しやりがいのある仕事と職場にする。</p>	<p>職員の能力開発を支援し、その能力を十二分に発揮させるための仕組みとして、職員のキャリア形成を支援しています。また、必要なときに必要な内容を受講できる希望選択制の研修や自己啓発支援を実施しています。さらに、職員からのアイデアを市政に活かす提案たまご育てる制度（政策提案支援制度）や職員提案制度、職場改善運動としての「元気アップ運動」などを通じ、職員の自主的・自発的な創意工夫を促し、意欲を持って仕事に取り組めるよう働きかけるとともに、風通しのよい活性化した職場風土づくりに努めています。</p>

**【事項 2-⑧ 区役所権限と機能の強化】(1件)**

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・地域の業者が元気になるよう、区の業者に仕事が回るよう、公の契約は区単位で取り扱えるようにしてほしい。</p>	<p>現在でも、各区に配分される予算の執行に伴う契約については、各区単位で契約を締結できることになっています。</p>

**【事項 2-⑩ 地域情報を区の施策に反映する仕組みづくり】(1件)**

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・地域社会では、超高齢化が進行しており、「うつ」「ひきこもり」が社会問題になっていることを考えると、地域でのネットワークで考慮する時期となっており、市民を支えるネットワークを地域活動協議会の活動による小地域ネットワークと現在進めている地域包括支援センターによる中地域ネットワークの2重構造としてはどうか。また、それらの担い手・キーパーソンとしては、新たに育成するだけでなく、すでに活動している地域包括支援センターのスタッフなどが役割を果たせることになる。</p>	<p>本市では、平成3年度から高齢者を対象とする支援のしくみとして「大阪市地域支援システム」を構築し、概ね小学校区を単位として「地域ネットワーク委員会」による見守り、相談、関係機関への連絡調整等、地域住民の生活に密着した福祉活動を行っております。平成17年度からは障害者支援、子育て支援も視野に入れながら、全ての住民を対象としたシステムとして再構築し、地域のニーズに応じた様々な活動を展開しております。</p> <p>社会環境の変化等により、地域で安心して暮らすための課題が多様化している中、住民が抱えている様々な生活課題を地域の課題として捕らえ、地域全体で支援していくしくみが必要であると考えております。</p> <p>今後も、活力ある地域社会の形成に向け、地域における支援のネットワークを充実させるとともに、地域の方々の対話を通じて、地域の実情やニーズに応じた有効的な手段を検討し、地域活動への支援と適切な公共サービスの実施に取り組んでまいります。</p>

【事項 2-⑪ 区役所・コミ協区支部協議会・区社協の連携による地域活動支援の充実】(1 件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・区役所・コミ協・区社協の3者連携には、市民参加を必須とする必要がある。</p>	<p>区役所・市コミュニティ協会各区支部協議会・区社会福祉協議会の三者が連携し、地域で活動する団体間の連携促進や運営支援、団体との協働事業の実施、地域団体への活動支援、地域住民による市民活動の組織化の支援などにより地域の市民活動をより有効に支援するとともに、幅広い市民の参加のもとで、連携による多様な取組を展開していくことが必要だと考えております。</p>

【事項 2-⑫ 区役所事務の効率化】(5 件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・固定資産税や市民税の係を区役所に戻すべき。</p>	<p>本市では、市税の専門組織として平成 19 年 10 月に 7 つの市税事務所を設置し、従来 24 区役所で行っていた税務に関する事務を統合いたしました。 申告や納付相談、各種減免申請などについては、個別具体的な案件に応じた相談・判断を行う必要があることから、これらの業務は市税事務所で対応しております。 なお、市民・納税者の皆様の利便性をできるだけ低下させないため、区役所及び区役所出張所では、ご利用の多い税証明書の発行、納付書の再発行等のほか、個人市・府民税の申告期間には区役所等に臨時窓口を設置し、申告の受付・相談業務を行っているところです。 今後もできる限り市民・納税者の皆様の利便性の確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>・区役所窓口業務や証明書発行業務の外部委託化、区役所窓口以外の証明書発行サービスの導入検討は、個人情報管理の面で不安がある。(3 件)</p> <p>・安易な業務の委託化ではなく、職員の業務精通による正確で丁寧な市民対応を行うべき。</p>	<p>区役所窓口の外部委託化につきましては、内閣府の公共サービス改革基本方針に基づき、住民基本台帳や戸籍簿などの原簿の管理や証明書の交付決定などの法律に基づく判断行為といった市が責任をもって実施すべき業務につきましては、委託後も、常駐する市職員が行います。 しかしながら、委託化により、民間事業者が、証明書発行の業務手続上、個人情報を取り扱うこととなりますので、頂きましたご意見をふまえ、個人情報保護に関する関係法令等を遵守し、特段の配慮を行うよう、また、正確で丁寧な対応を行えるよう慎重に検討を進めるとともに、区役所窓口以外の証明書発行サービスにつきましても、同様に、機器面のセキュリティ対策など十分に検討したうえで判断してまいります。</p>

### 3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築(202件)

#### 【事項3-① 「事務事業総点検」等に基づく点検・精査】(65件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者、子ども施策など、市民サービスに関わる施策等を見直すことはやめてほしい。(52件)</li> <li>・対象となる施策を明示してほしい</li> <li>・単純に他都市比較で判断すべきでない。(6件)</li> <li>・見直しの前に職員がもっと働くべき。</li> <li>・削減ありきではなく、企業等と連携してもらいたい。</li> <li>・光熱水費は、節約してエコに努めてほしい。(2件)</li> </ul>	<p>グローバル化の進展とともに、今後ますます少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少などにより働き手や地域の担い手が不足するなど、現在の厳しい財政状況のみならず、将来を見通しても、大阪市の地域社会や市民生活は、ますます厳しくなることが予想されます。</p> <p>こうした時代の潮流が大きく変化している中では、例えば、将来の大阪を支える人材育成と雇用環境の整備に向けて、今から「子ども・教育」「雇用・勤労」の分野にシフトしていくなど、優先的・重点的に実施すべき施策・事業に大胆に財源をシフトすることで地域社会の活力を維持し、持続可能な大阪市としていくことがきわめて重要であります。</p> <p>したがって、収入の確保や総人件費の抑制、外郭団体等の見直し、公共事業のあり方の検討やムダの排除の徹底を図るとともに、将来にわたって大阪の地域社会の暮らしとまちを守り続けていくために、市民サービスを単純に削減することではなく、今後も持続可能な制度として維持・継続していくため、施策・事業の選択と集中による再構築に取り組み、「持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築」を実現してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度等、得意な分野を委託、財政の効率化を行うと、サービスの低下を招きかねない。</li> </ul>	<p>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的としています。</p> <p>経費の縮減が住民サービスの低下を招かぬよう、指定管理予定者の選定や指定管理業務の点検評価の場面において、住民サービスと経費の両面から制度目的に合った運用となるようにしているところですが、個々の制度導入施設において利用者モニタリングも実施しておりますので、サービスの面でお気づきの点があれば御意見をお寄せいただきたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入以降5年以上を経過した指定管理者制度の今後のあり方を含め、大阪市の将来像を見据え、短期的のみならず、中長期の視点で検討することを提案します。</li> </ul>	<p>指定管理者制度の今後のあり方について、これまで「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」の改訂などにより、実績を踏まえた運用の改善を行ってきたところであり、引き続き、制度目的である住民サービスの向上と経費の縮減を安定的に実現し続けられるよう、改善を図ってまいります。</p>

#### 【事項3-② 市民利用施設等及び都市基盤施設等の管理のあり方検討】(16件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策目的の達成度を十分検証されることを要望する。</li> <li>・市民利用施設の現状把握を本当に理解できているか不安</li> <li>・安く利用できる公共施設を増やすこと。</li> <li>・区民センター等の料金が高く使いにくい。</li> </ul>	<p>これまで施策目的ごとに施設整備を進めてきたことなどから、本市が保有する施設数が多く、維持・運営にかかる経費も多額になっているため、今後、さらなる効果的・効率的な施設の維持・運営に努めるとともに、市民ニーズに応じた利用が可能となるよう施設の状況や社会的な影響などの観点から、本市保有の必要性、管理のあり方、料金徴収のあり方等について、検討を進める必要があります。</p> <p>今後、区民センター等のさらなる効果的・効率的な施設の維持・運営に努めるとともに、市民ニーズに応じた利用が可能となるよう施設の状況や社会的な影響などの観点から、市民利用施設全体のあり方についての検討の中で、区民センター等の料金のあり方等についても検討を進める必要があると考えております。</p>

<p>・区民センターを、全区に1館建設すること</p>	<p>「地域から市政を変える」という新たな市政改革の基本理念を実現するためには、市民協働をはじめとする地域の方々の様々な活動の拠点整備が最重要課題であると認識しています。</p> <p>これまで区民センターについては、地域におけるコミュニティ活動・文化活動・市民協働の拠点として様々な市民活動における重要な役割を担ってきています。</p> <p>そこで、全区に同様に区民センターを整備することが望ましいと認識しているところですが、とりわけ、東淀川区、住之江区、東住吉区の3区については、区民センターが未整備で、ホール機能と会議室機能が分離しており、地域住民の市民活動に支障をきたしており、地域の方々の活動拠点の中でも重要な施設である区民センターの早急な整備が必要と考えています。</p> <p>しかしながら、多大な建設経費が必要となるため、本市の厳しい財政状況に鑑み、効果効率的な施設整備を図っていきたくと考えています。</p>
<p>・子どもの施設（青少年会館、公立保育所、公立幼稚園、小学校）の統廃合が進んでおり不安。</p>	<p>(青少年会館)</p> <p>青少年会館については、本市の「地対財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について(方針)」(平成18年11月)において、「大阪市立青少年会館条例は、平成18年度末をもって廃止する。青少年会館においてこれまで実施してきた①不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり ②青少年体験学習 ③若年層職業観育成・社会参加支援 の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「(仮称)子ども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。その他の事業については、廃止する。」としました。同方針に基づき、上記の3事業については、平成19年度からこども青少年局において拡充を図り実施しています。</p> <p>(公立保育所)</p> <p>公立保育所については、入所率が低く将来的に保育需要の増加が見込めない保育所について、児童の処遇面、施設の老朽化の状況、周辺保育所での入所児童の受け入れが可能かどうか等、総合的に勘案しながら統廃合を進めているところであり、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>(公立幼稚園)</p> <p>少子化や就労形態の変化による保育ニーズの多様化などに伴い、市立幼稚園の在籍園児数は減少傾向となっており、幼稚園運営の効率化に努め、総合的な幼児教育を実現するため、平成19年7月に、幼稚園での取り組み内容の充実、幼保連携の強化、統廃合等による配置の適正化等の基本的な考えを盛り込んだ「大阪市立幼稚園のあり方」を策定したところであり、単学級で規模が小さく、かつ、定員充足率も低い幼稚園で、近隣に受け入れ可能な市立幼稚園がある場合などについては統廃合に向けた取り組みの検討を進める必要があると考えています。</p> <p>(小学校)</p> <p>小学校の配置や規模の適正化については、有識者で構成する「大阪市学校適正配置審議会」の答申をふまえて取り組みを進めています。平成22年2月の答申では、学年によっては6年間クラス替えができない11学級以下の小学校が適正化の対象とされ、また、対象とされる小学校の中でも、極めて規模が小さく教育環境面での課題がより大きいであろうと考えられる小学校について、順次取り組みを進められたいとされており、教育委員会では、今後とも同答申の趣旨を尊重し、保護者・地域のみなさんに、小規模校の教育上の課題など様々な情報を提供し、話し合いを進め、適正配置(統合)に向けた取り組みを進めてまいります。</p>

<p>・子どもたちが気軽に集まったりできる場所を拡充してほしい。</p>	<p>(子ども・子育てプラザ) 各区の子ども・子育てプラザにおいて、次代を担う子どもの健やかな育成と家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供しているところです。今後とも事業企画に創意工夫し、地域に根ざした児童の健全育成の推進に努めてまいります。</p>
<p>・スポーツ施設、図書館など子どもの発達を助ける施設を安く、又は無料で利用できるようにしてほしい。</p>	<p>(青少年センター・青少年野外活動施設) 青少年の自主創作活動や健全育成の場として、青少年センターや、自然体験活動を通しての健全育成の場として野外活動施設(伊賀、信太山、びわ湖)を開設しています。</p>
	<p>(キッズプラザ大阪) キッズプラザ大阪は、子どもを対象とした遊体験的学習施設として、(財)大阪市教育振興公社が運営を行っています。入館料については、子どもの健全育成に資する多様な事業実施や、展示物の安全性確保のための保守管理等にかかる経費を勘案して設定しております。今後とも、運営する財団と連携して、より多くの市民の皆様が利用しやすい施設になるよう努めていきます。</p>
	<p>(図書館) 図書館は、常時無料でご利用いただけます。市立図書館では、子どもが読書に親しむ環境整備のため、図書の充実を図り、また地域のボランティアの皆さんの協力を得て、定期的に子どもや乳幼児向けおはなし会等の催しを行っています。</p>
	<p>(スポーツセンター及び屋内プール) すべての区においてスポーツセンターおよび屋内プールを整備し、市民の方が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めています。 屋内プールの入場料金につきましては、全ての子どもが身近に、また気軽にスポーツを楽しめるよう、6歳未満の子どもは無料、また6歳以上16歳未満の子どもは一般料金に対し半額という料金設定としています。</p>
<p>・地域力を高めていくためには、協働を担う多様な主体者が一方の性に偏らず、男女がともに個性と能力を発揮していく男女共同参画施策の推進が重要。(2件)</p>	<p>新たな市政改革を進めるにあたっては、男女共同参画の視点を持って地域づくりに取り組む必要があります。また、地域団体、NPO、企業など地域社会の多様な担い手による協働や、地域の特性・実態に応じた取組を進めることが必要です。</p>
<p>・男女共同参画を市民とともに進める拠点として取組を進めている「大阪市立男女共同参画センター」をさらに活用し、多様な協働が進む仕組みを構築することが地域力の復興、新しい公共づくりにつながる。(3件)</p>	<p>本市における男女共同参画の取組を進めるにあたって、市民の生活に密接にかかわる地域での取組はきわめて重要であり、男女共同参画センターの機能を今後もいっそう発揮し、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいります。</p>
<p>・職員による定期的な下水管の点検・清掃がなくなった。以前のように安心して生活していけるようお願いしたい。(3件)</p>	<p>下水管の清掃について、生活環境に悪影響を及ぼさないように、効率的かつ計画的に今後も実施してまいります。</p>

【事項3-③ 外郭団体等のあり方検討】(1件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・外郭団体を減らせ。</p>	<p>すべての団体を対象に今日的な視点から改めて存在意義、事業内容の検証・見直しを行い、設立時の目的を達成した団体や、存在意義が希薄となった団体については解散させるなど本市の外郭団体等の整理を図り、団体数については118団体(平成22年7月)を平成27年度までに3分の1(39団体)以下とすることを目標に取り組んでまいります。</p> <p>一方で、本市の外郭団体等として継続して活用する団体については、市民から団体の存在意義と業務実績を常に認められるよう、各団体に対し平成23年度から業績評価制度を導入するなど、外郭団体の存在意義や役割を常に時代に応じて明確にします。</p>

【事項3-④ 都市基盤施設等の経営形態等のあり方検討】(51件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・上下水道の運営について、職員数を減らし、臨時職員で補充、いずれは民間委託すると、未熟な職員の増加等により緊急時に対応できるか心配である。不適切な対応があった場合の責任問題も出てくる。インフラ部分は市職員の方が運営され責任を取れるような形態で維持されることを願います。</p>	<p>【上水道】 民間委託等の推進にあたっては、官民の役割分担を精査しながら、民間企業等で行うほうが、必要な仕事のレベルを落とすことなく、より安いコストでできる業務ならば、水道局が責任をもってチェックを行ったうえで、できる限り民間企業等に任せていくべきであると考えています。また一方で、業務の質の確保を図り、技術の継承に一層努めることで、業務に支障をきたすことのないよう、適切に対応してまいります。</p> <p>【下水道】 これまでに培ってきた技術・技能、経験を継承しながら、今後も良質な下水道サービスを安定的・継続的・効率的に提供してまいります。</p>
<p>・市民や利用者の生命・安全に関わる「交通事業」は、他の事業と全く異なるものであることを認識すべきであり、経営形態のあり方を安易に議論すべきでない。</p>	<p>市営交通事業につきましては、現在、平成20年3月に策定した、「大阪市交通事業中期経営計画」の着実な実施に努めること等により、地下鉄事業につきましては、平成21年度決算において7年連続となる黒字を確保し、平成22年度末には全国の公営地下鉄で初めて累積欠損金を解消できる見込みとなっております。</p> <p>こうした状況の下、安全の確保を最優先とする企業風土・文化を確立するとともに、常にお客さま視点にたったより便利で快適な輸送サービスを提供することにより、市民・お客さまから信頼・評価される公共交通機関を目指します。さらに「環境」「ひとにやさしい市営交通」「集客観光」を3つの柱とする社会貢献策や市民・お客さまへの利益還元等に取り組むなど、改革型公営企業として、大阪や関西の発展に貢献してまいりたいと考えております。</p>
<p>・地下鉄の民営化は反対(11件)</p>	<p>また併せて、より効率的で、かつ市民やお客さまに最適な輸送サービスを提供できる経営形態は何かということにつきましても、外国や他都市の事例も参考にしながら引き続き研究を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>・公営交通を完全民営化しムダを排除すべき。</p>	<p>バス車両につきましては、平成13年6月に制定された「自動車NOx・PM法」にあわせて車両更新を行っています。</p> <p>また、平成12年11月に施行された「交通バリアフリー法」の趣旨を踏まえるほか、国やバスメーカー及びバス利用者などが、乗降や車内移動のしやすさなどの検討を行い、誰もが利用しやすいノンステップバスを目指した標準仕様が策定されており、本市も車両更新にあたってはこの標準仕様に認定されたノンステップバスを導入しています。</p> <p>今後も本市が進める「ひとにやさしいまちづくり」の一環として、お年寄りや身体の不自由なお客さまはもとより、すべてのお客さまが「安全」「便利」「快適」にバスをご利用いただくため、ノンステップバスの導入を進めてまいります。</p>
<p>・市バスで障害者用に作られた構造のバスが多すぎる。障害者は税金の控除などでも大幅に優遇されているのだから、ここまででなくていいのでは。</p>	<p>バス車両につきましては、平成13年6月に制定された「自動車NOx・PM法」にあわせて車両更新を行っています。</p> <p>また、平成12年11月に施行された「交通バリアフリー法」の趣旨を踏まえるほか、国やバスメーカー及びバス利用者などが、乗降や車内移動のしやすさなどの検討を行い、誰もが利用しやすいノンステップバスを目指した標準仕様が策定されており、本市も車両更新にあたってはこの標準仕様に認定されたノンステップバスを導入しています。</p> <p>今後も本市が進める「ひとにやさしいまちづくり」の一環として、お年寄りや身体の不自由なお客さまはもとより、すべてのお客さまが「安全」「便利」「快適」にバスをご利用いただくため、ノンステップバスの導入を進めてまいります。</p>

<p>廃棄物処理事業の経営形態のあり方について (31 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場配置計画・工場建て替え計画・破砕設備計画等が出されていない状況でコスト論に走る廃棄物処理施設の公営企業化は難しい。</li> <li>・発電で得る収入やごみの処理手数料などでは廃棄物処理施設の独立採算は成り立たない。(2 件)</li> <li>・独立採算は厳しく、収集・運搬・焼却・処分が一体となっていないなければならない。</li> <li>・透明性の確保や職員の意識の向上、柔軟な組織体制の構築は公営企業にしないとできないのか。</li> <li>・廃棄物処理施設の公営企業化は、コスト優先で安心して処理できるか不安であり、行政責任のあり方を明確にして欲しい。(8 件)</li> <li>・焼却処理施設を単に他都市との比較だけ考え検討するのではなく、現状の実情を捉えた上で今一度考えてもらいたい。</li> <li>・公営企業化は本当にいいのか。判断を間違えば市民サービスが崩壊しかねない。(15 件 (うち有料化 8 件))</li> <li>・焼却工場の公営企業化のイメージがわからないし、経費削減効果につながるとは思えないので、現行どおりの形態を望む。(2 件)</li> </ul>	<p><b>【基本的な考え方】</b>  ごみ焼却工場の経営形態について、将来に処理を要するごみ量の推移、その処理に必要な処理施設を想定のうち、長期収支のあり方等の検討を行い、地方公営企業化を図ることによる組織や財務面での柔軟性や透明度が増すというメリットを活かして、徹底した事業運営の効率化を進めることや、ごみをエネルギー資源として一層活用することなどで収益を増やし、独立採算を目指してまいります。</p> <p><b>【廃棄物処理事業の一体的な実施について】</b>  ごみ焼却工場の運営は、収集・運搬・処分部門との連携が必要ですが、必ずしも、経営形態を一にする必要はないと考えています。今後とも工場の運営にあたっては、収集・運搬・処分部門だけでなく、広く環境行政全体との連携を進めてまいります。</p> <p><b>【ごみ焼却工場の安全性の確保について】</b>  工場運営にかかる安全性の確保に関する措置や、周辺環境への配慮といったことは、ごみ焼却工場を運営していくうえで、当然のことであると考えております。経営意識の改革や一層の効率化を目指す中で、住民サービスの向上を図るとともに、施設管理の水準も向上させ、より安全安心な事業運営を実現させたいと考えております。</p> <p><b>【公益性の担保について】</b>  地方公営企業は、直接議会の審査を受けることなどにより、公益性が担保されるものであると考えております。</p> <p><b>【地方公営企業化とごみ減量の推進の関係について】</b>  ごみ減量の推進については、循環型社会を形成していく上で、本市の重要な課題であり、今後ともさらにその取組みを市民協働のもと、進めてまいります。その結果、処理するごみ量が減れば、当然、手数料等の収入が減りますが、一方で処理経費を削減できるだけでなく、処理設備の見直しや精査も行っていくことで、収支を均衡させることが可能であると考えております。</p> <p><b>【家庭ごみの有料化について】</b>  家庭ごみの有料化については、全国的にも、ごみ減量施策として実施されており、ごみ焼却工場の公営企業化とは直接関係するものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「二人車付作業」は、効率や安全面で問題があり、事故の発生抑制やその保障など将来の市全体の利益を考えると反対である。</li> <li>・3人車付きによってひとり一人がこぼれたごみや周辺のごみを収集するなど、街の美化に従事している。さらに高齢者対策として粗大ごみを家の中から持ち出すサービス等も行い、みなさんに喜んでもらっている。この中身について本当に分っているのか。</li> </ul>	<p>2人乗務作業については、本市が収集している住宅の約6割が共同住宅（マンション・アパート）になっている現状もあり、安全性に留意しつつ、各家庭の前にごみが出される各戸軒下収集が連続する場所を除き、その拡大に取り組んでいきます。</p> <p>また、ふれあい収集については、ごみ収集業務を実施する中で提供できる福祉的サービスのひとつとして、他都市に先駆けて取り組み、公務労働としての信頼性も得られており、今後も、引き続き取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集の民間委託化は無責任ではないか。(2 件)</li> </ul>	<p>収集運搬業務について、市町村には、市民の皆様の衛生的な生活環境を維持する責務があり、民間委託導入後も、適正処理を確保するとともに、全ての市民の皆様に公平かつ安定的、継続的にサービスを提供してまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集事業を完全民営化しムダを排除すべき。</li> </ul>	<p>事業運営体制の検討にあたっては、本市の財政状況はもとより、適正処理を確保する体制や全ての市民に公平かつ安定的、継続的にサービスを提供するにはどのような業務執行形態が妥当であるのかを、多角的かつ十分に検討してまいります。</p>
---	--

### 【事項3-⑤ 公共事業のあり方検討】(3件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無駄な公共事はなくすべきである。(3件)</li> </ul>	<p>本市ではこれまで市民生活や都市活動を支える公共施設や都市基盤を着実に築いてきたところであり、この豊かなストックの機能を将来にわたって発揮していくために、今後、施設の適切な維持保全・改修や耐震対策などの安全・安心に寄与する公共事業を確実に実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>また、社会的課題がますます増大・多様化する状況の中、大阪のまちを持続的に発展させていくため地域力の復興が求められているとともに、大都市大阪の役割として、大阪経済圏のみならず、関西全体の持続的な成長・発展にも貢献するため、民間企業の立地や雇用の促進など経済の活性化につながる未来への投資や、文化が薫る都市格の向上などを進めていくことが必要であると考えています。</p> <p>公共事業を進めていくにあたっては、中小企業の育成にも配慮しつつ、厳しい財政状況やこうした課題など公共事業を取り巻く状況に対応しながら選択と集中を図りながら進めてまいります。</p>

### 【事項3-⑥ 職員数・人件費のあり方検討】(59件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給料・ボーナスをカットすべき。</li> <li>・安易な賃金カットによるコスト削減案には反対。(5件)</li> <li>・職場実態に応じた超勤予算の確保が必要。</li> </ul>	<p>職員の給与については、地方公務員法第24条第3項において、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と定められています。</p> <p>本市職員の給与への実際の適用としては、給与制度(給料表の構造や手当の種類・内容等)については国家公務員の給与制度を基本とし、給与水準については大阪市内の民間事業所の給与を重視しているところです。</p> <p>本市民間事業所の従事者の給与と本市職員の給与水準の均衡を図るために、本市人事委員会が毎年「職種別民間給与実態調査」を実施(人事委員会の調査手法については、人事院も含めて全国共通の方法で行われています。)し、職員の給与水準を比較基準として行ったうえで、民間水準と均衡させるための勧告を行い、それに基づき、本市職員の給与の改定を行っているところです。</p> <p>現在、職員の給与については、「経費削減の取組」に基づき平成21年4月より給料月額及び管理職手当の減額措置(カット)を講じています。また、期末勤勉手当(いわゆるボーナス)についても、本市人事委員会勧告を受けて、平成21年度には0.35月、平成22年度には0.2月の支給月数の減を行っています。</p> <p>しかしながら平成22年2月の「中期的な財政収支概算」では収支均衡が図られない状況となったことから、持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築を図るため、「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針 Ver. 1.0」(案)の中で職員数・人件費のあり方について検討することといたしました。</p> <p>具体的には、職員数の削減及び給料月額等のカットに加え、超過勤務手当の削減や管理職ポストの削減を図るなど、さらなる人件費の抑制に向けて取り組んでまいります。</p> <p>また、努力したものがより報われる給与制度とするために、人事評価制度の評価結果がさらに給与制度に反映されるよう改善するなど、さらなる制度の改革を図ってまいります。</p>

<p>・災害時の対応や市民サービスの低下につながりかねず、これ以上の職員削減には反対である。(46件)</p>	<p>本市が直面する財政危機を克服し、持続可能な確固たる行財政基盤を構築するためには、これまで実施してきた施策・事業をそのまま踏襲するのではなく、施策・事業のあり方や担い手の最適化などについて、常に職員一人ひとりが自ら見つめなおし、真に必要なとされるサービスを無駄なく提供できる仕組みを構築し、着実に職員数の削減の取組を進めていくことが重要です。</p>
<p>・任期付職員や嘱託職員ではなく、正規職員をもっと採用すべきである。(5件)</p>	<p>一方で、こうした職員数削減の方針の中にあっても、習熟度別少人数授業の導入や生活保護受給世帯の急増、幼児虐待・育児放棄対策など、市民の生活を守り、充実化していくために必要な施策については、これまで着実に強化を図ってきています。</p>
<p>・公立校の正規教員を倍増すること。</p>	<p>なお、施策の推進にあたり、一時的業務、補完的業務、定型的業務、あるいは、特に高度の専門的業務など、本務職員による対応になじまない業務については、臨時的任用職員、任期付職員、非常勤嘱託職員を活用し、そのことにより、本務職員は、政策・施策の企画立案、民間事業者に対する指導・監督・調整、地域活動への支援など、本務職員としてなすべき業務に注力するなど、人材の有効な活用に努めてまいります。</p>
<p>・公立校の正規教員を倍増すること。</p>	<p>小中学校の教職員の配置については、法令により、大阪府の定数措置を受けて行っております。教職員の定数増については、機会ある毎に大阪府へ要望しているところですが、今後とも強く働きかけてまいります。</p>

### 【事項3-⑦ 収入の確保に向けた検討】(7件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・法人市民税の収入安定に向け、資本金・従業員数を課税対象とする外形標準課税とともに売上高の導入を望む。</p>	<p>国において閣議決定されております「平成23年度税制改正大綱」におきまして、「地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していきます」とされており、法人市民税のあり方につきましても今後広く議論が行われていくものと考えております。</p>
<p>・法定外普通税導入への継続検討を望む。</p>	<p>法定外普通税を始めとする課税自主権の活用につきましては、重要な課題であると認識しているところですが、まずは、徹底した歳出削減や行財政運営コストの効率化など、市政改革を進めることが必要であり、慎重な検討が必要と考えております。</p>
<p>・120万人に達する流入人口に対する昼間行政需要にかかる受益者負担金導入を望む。</p>	<p>現行の市町村税制をはじめとする税財政制度は、昼間流入人口などによる大都市特有の財政需要や、都市の成熟化に伴う更新需要など、大都市の財政需要の実態に見合ったものになっていないため、本市では、他の政令指定都市と連携し、大都市税財政制度の確立に向けて、国等に強く要望を行っております。</p>
<p>・市内にはたくさんの市所有の遊休地があり、有効活用されていないものもある。</p>	<p>市有地は市民の貴重な財産であり、これを長年空地のまま放置しておくことは地域の活性化を阻害し、まちづくりや地域の安全、衛生上の観点からも問題であると考えており、本市として活用する見込みのない未利用地は売却処分し、資産の流動化を推進することが喫緊の課題であることから、平成18年度より未利用地の活用方針の策定及び公表とその進捗管理を推し進め、4年間で約1,000億円の売却実績をあげるなど、一定の成果をあげてきております。</p> <p>この取組みにより市内の未利用地についても積極的な処分、有効活用に努めてきたところですが、なお数多くの未利用地が存在することも事実であり、そのような状況を踏まえ、売却入札に付しても落札者がいない土地や売却・事業化までに相当の期間を要する土地については、一時貸付や定期借地による貸付けを一層推進し、継続的な収入確保と資産の有効活用を促進するべく取組みを強化してまいりたいと考えております。</p>
<p>・未収の保育料、給食費、税金をきっちり徴収するシステムの確立に力を入れてください。</p>	<p>平成20年度に歳入確保や市民負担の公平性・公正性の観点から大阪市債権回収対策会議を設置し、全市的な未収金対策に取り組んできています。</p> <p>さらに、今回の基本方針において設定する目標額の達成に向け、重複滞納者への対策を含めた適正な債権管理、早期の滞納整理など、より効果的な施策を進めてまいります。</p>

<p>・国民健康保険料の厳しい取立てをするな。</p>	<p>本市では、昨今の厳しい経済状況下においても、多くの方々が保険料を納付いただいている事実を念頭に置き、被保険者間の保険料負担の公平性を確保するため、特別な事情もなく保険料の完納に応じない滞納世帯に対しては毅然とした対応が必要であることから、厳正に滞納処分の執行に努めております。</p>
<p>・累積赤字の解決策の一つとして、税金を取るべきところから確実に取る、ということにもっと努力すべきではないでしょうか。</p>	<p>市税につきましては、最終的には99.5%の収納率を確保しています。 引き続き市税収入の確保に向け、適正・公平な賦課・徴収に努めるとともに、未収金の圧縮にも取り組んでまいります。</p>